

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動や法曹関係者への周知活動についてご紹介します。

1 「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催

公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国6ブロックで実施しています。

今年度は10月に東海・北陸（福井県）、九州・沖縄（宮崎県）、中国・四国（香川県）の3ブロックで開催し、11月に近畿（奈良県）、北海道・東北（北海道）、関東・甲信越・静岡（静岡県）の3ブロックで開催しました。

会議では、公害等調整委員会から公害紛争処理制度についての説明、公害苦情相談アドバイザーによる講演が行われた後、県と市に分かれての事例紹介やグループ討議を実施し、活発な意見交換が行われました。



関東・甲信越・静岡ブロック会議
(於 静岡県男女共同参画センター)

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



2 法曹関係の皆様への周知活動について

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様及び未来の法曹界を担う方々への公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、以下の活動を実施しています。

<弁護士に向けた周知活動>

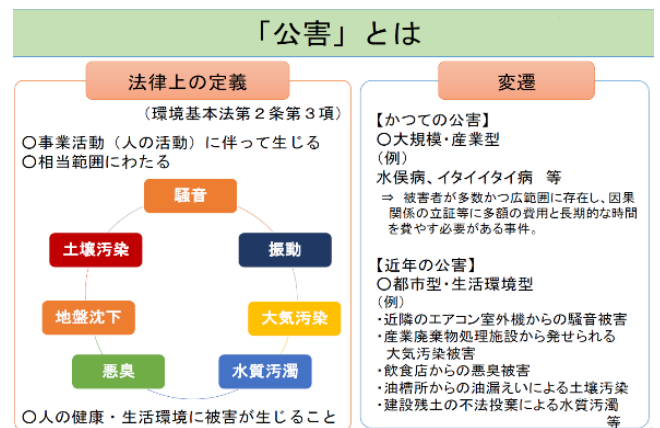
(1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促進についての通知文を発出し、所属弁護士への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演の実施

各都道府県の弁護士会から受ける依頼に応じ、公害等調整委員会の審査官等が、各会の所属弁護士に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど(令和元年度から令和6年1月現在)では10回実施しています。

(講演資料の例)



<裁判官・裁判所職員に向けた周知活動>

(1) 通知文の発出

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定嘱託制度の周知に関する通知文を発出し、原因裁定嘱託の活用について、各地の裁判官への情報提供を依頼しています。

(2) 講演の実施

各地の地方裁判所において、公害等調整委員会の委員長や審査官等が、裁判官(及び裁判所職員)に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど(令和元年度から令和6年1月現在)では7回実施しています。

<司法修習生及び法科大学院生に向けた周知活動等>

(1) 通知文等の発出

一年に一度、司法研修所や法科大学院宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての通知文等を発出し、司法修習生や法科大学院生への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、講演を実施しており、ここ5年ほど(令和元年度から令和6年1月現在)では6回実施しています。また、令和5年度から、選択型実務修習の全国プ

ログラムとして、司法修習生の受入れを開始しました。司法修習生には、手続傍聴や実際の公害紛争事案を題材としたケース研究、公害等調整委員会の委員との意見交換などを内容とする行政型ADR研修のプログラムを提供しています。さらに、夏休みの時期に、法科大学院からのインターンシップの受入れを実施しています。

<終わりに>

(1) 講演依頼受付等

これまでに紹介した通知文等にも記載しておりますが、公害等調整委員会では、弁護士会、裁判所、司法研修所、法科大学院における講演依頼等を受け付けています。

講演依頼等については、下記窓口へご相談ください。

公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係

tel : 03-3503-8591

(2) その他法曹向け資料

なお、下記の当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照ください。

ア 機関誌「ちょうせい」記事

① 第106号(令和3年8月)

「民事訴訟手続と裁定手続の違い ～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html>



② 第107号(令和3年11月)

「原因裁定嘱託制度について

～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～」

※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山崎勉氏

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html>



イ 公害等調整委員会ホームページ

① 「原因裁定の囑託制度（法曹関係者向け）」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html



② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>



③ 「係属事件一覧」（終結した公害紛争事件）

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>



3 判例地方自治及び判例時報に掲載された

『月刊判例地方自治 2023 年 9 月号（通巻 501 号）』の判決紹介に公害等調整委員会が担当した「山形県 飽海郡 遊佐町 吉出字 臂曲 地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（平成 30 年（フ）第 1 号事件）」が掲載されました。これは、令和 4 年 6 月に終結した鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定申請に関わる事件です。記事では、事件の概要、裁定のほか裁定の意義等についてコメントも記載しております。

また、『判例時報 No.2576〔評論 No.779〕（2024 年 2 月 1 日号）』に同裁定の取消しを求めた訴訟の判決（請求棄却）が掲載されており、同判決の意義等に関するコメントも掲載されています。

いずれも是非、ご覧ください。

[Info]

『月刊判例地方自治 2023 年 9 月号（通巻 501 号）』

出版社：ぎょうせい

編著者名：地方自治判例研究会／編集

発行年月：2023/09

販売価格：1,430 円（税込み）

○山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件・山形県

岩石採取計画認可申請に対する不認可処分にかかる取消裁定申請の審理中に、同計画地所在の地方公共団体がその条例に基づき同岩石採取計画を規制対象事業に認定した処分が有効であることが確定したため、同岩石採取計画について他法令の許可等を受ける見込みがないことが確定し、これにより同不認可処分が適法であることが確定したものとして、取消裁定申請を棄却した事例〔公調委令和 4 年 6 月 23 日裁定〕



『判例時報 No.2576 〔評論 No.779〕 (2024年2月1日号)』

出版社：判例時報社

発行年月：2024/02

販売価格：1,470円（税込み）

